第四期

年まで

昭和五〇 (一九七五) 年から平成一二 (二〇〇〇)

# 談話等一)判決、質問主意書・答弁書、政府見解・

(昭和50年11月21日質問第五号) 【四七五】天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書

昭和五十年十一月二十一日

提出者 吉田法晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿

天皇の靖国神社参拝に関する質問主意書

ものである。
七一月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、十一月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、一十月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、十一月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、十一月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、十一月二十一日天皇は靖国神社に「私的参拝」をされたが、

立促進に利用される天皇の靖国神社参拝は当然やめられるべき立促進に利用される天皇の靖国神社法案あるいは表敬法案の成おり、このように国論を二分するがごとき行為は「国民統合の象徴」といわれる天皇のなさるべき行為ではない。象徴」といわれる天皇のなさるべき行為ではない。とく国民に印象づけ、よつて、憲法違反、国民多数の反対によとく国民に印象づけ、よつて、憲法違反、国民多数の反対によとく国民に印象づけ、よつて、憲法違反、国民多数の反対により、このように対して、社会、公明、本産等各党が反対を表明し、多くの宗教団体関係者が反対して共産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ていて、大産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ていて、社会、公明、大産等を持ている。

のご意思による私的なもの(小坂宮内庁総務課長)」としてれており、今回も法律に基づいたものでなくあくまでも陛下一 宮内庁は「前回までの六回は『私的参拝』という形で行わるので、次の点について質問する。

であり、内閣は、やめられるよう助言をすることが必要と信ず

いる。しかし靖国神社藤田総務部長は、「国民感情からいついる。しかし靖国神社藤田総務部長は、「国民感情からいついる。としていないという意味では公的ではないかもしれない、陛下のご参拝には変わりない。」としている。そして、当日臨時大祭を行い、特別奉迎者として青木一男靖国神社崇当日臨時大祭を行い、特別奉迎者として青木一男靖国神社崇出に、陸下のご参拝には変わりない。」としている。とかしがなどとあれてれば考えていない。国事行いる。しかし靖国神社藤田総務部長は、「国民感情からいつれている。

たに問題となった稻葉法相の発言と行動について三木首相 先に問題となった稻葉法相の発言と行動について三木首相 たに問題となった稻葉法相の発言と行動について三木首相 だい しょう は 「個人と国務大臣とは区別し難い。」と言った。「陛下のご は 「個人と国務大臣とは区別し難い。」と言った。「陛下のご は 「個人と国務大臣とは区別し難い。」と言った。「陛下のご おいま に いっぱい で こんじょう にんしょう は いっぱい にんしょう は いっぱい にんしょう は いっぱい にんしょう にんしょう は いっぱい にんしょう にんしゃ にんしょう にんしょく にんしょう にんしょう にんしょく にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょく にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょう にんしょく にんし

それは、靖国神社が、東京招魂社以来「天皇に忠魂を捧げた『臣民』たる軍人が、死して『現御神』である天皇に祭らた『臣民』たる軍人が、死して『現御神』である天皇に祭らた『臣民』たるであるう。日本国憲法の下においては、天皇の神格化はえるであるう。日本国憲法の下においては、天皇の神格化はたるであるう。日本国憲法の下においては、天皇の神格化はたるであるう。日本国憲法の国根の絶対化』である天皇に祭らた『臣民』たる軍人が、死して『現御神』である天皇に祭らた『臣民』たる軍人が、東京招魂社以来「天皇に忠魂を捧げるれば代わつたのである。

「靖国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「靖国神社法案に関する意見書」に詳しいが、天皇の靖国神ど宗教活動は制限されあるいは禁止される日がいつか再び、大名だろう。、一日本国憲法によって確立された人間(尊重)の平等性が否定され、「一天皇のために戦つて死んだ者のみが靖国神社に祭定され、「一天皇のために戦つて死んだ者のみが靖国神社に祭定され、「一大皇のために戦つて死んだ者のみが靖国神社に祭定され、「一大皇のために戦つて死んだ者のみが靖国神社に祭定され、大皇の方という、排外思想と天皇忠誠思想が復活する。「一、絶られるという、排外思想と天皇忠誠思想が復活する。「一、絶った。」に詳しいが、天皇の靖国神どの性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「靖国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「靖国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「靖国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「韓国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「韓国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「韓国神社の性格とその歴史的役割」は東京弁護士会編の「韓国神社の大きないる。

義」が復活するだろう。無条件に、聖戦として美化されるという軍国主義的侵略主

こういう日本国憲法の破壊、明治憲法と軍国主義を復活す精神的基底とならない筈はなかつた」と思われる。に徹底化したのであるからこれが日本の軍国主義侵略主義のであり、その最大の精華なのであつた。このような国家神道であり、その最大の精華なのであつた。このような国家神道をはいる。

石質問する。 おうに助言すべきであると考えるがどうか。 やめられるべきであり、内閣は天皇の靖国神社参拝をやめられるように助言すべきであると考えるがどうか。 おる天皇の靖国神社参拝を憲法尊重擁護の義務を有する天皇は

28日内閣衆質七六第五号) 社参拝に関する質問に対する答弁書 【四七六】衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神 (昭和50年11月

内閣衆質七六第五号 昭和五十年十一月二十八日

内閣総理大臣 三 木

武 夫

衆議院議長 前 尾 繁三 郎 殿

衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する質問 、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員吉田法晴君提出天皇の靖国神社参拝に関する 質問に対する答弁書

について

年十月には終戦二十年につき御参拝になつておられる経緯も あつて行われたものである。 終戦三十年につき御参拝願いたい旨の申出があり、 このたびの天皇の御参拝は、本年春、靖国神社から口頭で 昭和四十

ものであつて、全く政治的な目的を有していない。 御参拝は、天皇の純粋に私人としてのお立場からなされた

二について

国憲法の破壊に通じるものとは認められないので、内閣とし 石答弁する。 ては、御参拝を中止されるよう助言する考えはない。 天皇が私的なお立場で靖国神社に御参拝になることが日本

> 廷昭和52年7月30日判決)(昭和四六年(行ツ)第六九 【四七七】津地鎮祭違憲訴訟大法廷判決 (最高裁大法

昭和四六年(行ツ)第六九号

決

[上告人・被上告人の記述省略]

処分取消等請求事件について、同裁判所が昭和四六年五月一四右当事者間の名古屋高等裁判所昭和四二年(行コ)第八号行政 当裁判所は次のとおり判決する。 告の申立があり、被上告人は上告棄却の判決を求めた。よって 日言い渡した判決に対し、上告人から一部破棄を求める旨の上

主 文

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。 前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。 原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

理 由

第第二一 略

第二

野健一、同田辺恒貞、同早瀬川武の上告理由第一点ない 第三点について し第三点、上告代理人樋口恒通の上告理由第一点ないし 上告代理人堀家嘉郎の上告理由第三点、上告代理人奥

本件の経過

料金三六六三円)を市の公金から支出したことにつき、その適 式費用金七六六三円(神職に対する報償費金四〇〇〇円、供物 とに神式に則り挙行され、上告人が、同市市長として、その挙 現場において、宗教法人大市神社の宮司ら四名の神職主宰のも が進行係となって、昭和四〇年一月一四日、同市船頭町の建設 う。)が、地方公共団体である津市の主催により、同市の職員 本件は、津市体育館の起工式(以下「本件起工式」とい

法性が争われたものである。

判断した。 八九条、地方自治法一三八条の二に違反するものではない、と は単に役務に対する報酬の意味を有するにすぎないから、憲法 されたものとはいえず、特に神職に対する金四〇〇〇円の支出 式の挙式費用の支出も特定の宗教団体を援助する目的をもって ら、憲法二○条三項に違反するものではなく、また、本件起工 あって、神道の布教、宣伝を目的とした宗教的活動ではない 属することは否定しえないが、その実態をみれば習俗的行事で れてきた儀式と同様のものであり、外見上神道の宗教的行事に 第一審は、本件起工式は、古来地鎮祭の名のもとに行 か

法なものである、と判断した。 って、これがため上告人が市長としてした公金の支出もまた違 の禁止する宗教的活動に該当し許されないものであり、したが るものと解すべきであるとし、本件起工式は、憲法二○条三項 事を含む、およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を網羅す みならず、同条二項に掲げる宗教上の行為、祝典、儀式又は行 に特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする積極的行為の のであるから、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動とは、単 と宗教との明確な分離を意図し、国家の非宗教性を宣明したも いうべきところ、憲法は、完全な政教分離原則を採用して国家 し習俗的行事とみることはできず、神社神道固有の宗教儀式と これに対し、原審は、本件起工式は、単なる社会的儀礼ない

を誤り、ひいて憲法二〇条の解釈適用を誤る違法をおかしたも る、というのである。 のであって、右違法は、判決に影響を及ぼすことが明らかであ は、本件起工式の性質及び政教分離原則の意義についての判断 該当しないものであるのに、これに該当するものとした原判決 とに社会の一般的慣行として是認され、実施されてきた習俗的 行事にほかならず、憲法二○条三項の禁止する宗教的活動には 論旨は、要するに、本件起工式は、古来地鎮祭の名のも

当裁判所の判断

憲法における政教分離原則

を行使してはならない。」(同条一項後段)、 儀式又は行事に参加することを強制されない。」(同条二項)と 「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力 して、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定を設ける一方、 (二〇条一項前段) とし、また、「何人も、宗教上の行為、祝典、 憲法は、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」 「国及びその機関は、

のとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。元来、 由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なも のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自れた憲法は、明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記 ための具体的措置が明示された。昭和二一年一一月三日公布さとされると同時に、神道を含む一切の宗教を国家から分離する 布ノ廃止ニ関スル件」)が発せられ、これにより神社神道は一 神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘 司令官総司令部から政府にあてて、いわゆる神道指令(「国家の終了とともに一変し、昭和二〇年一二月一五日、連合国最高 免れなかった。しかしながら、このような事態は、第二次大戦 のもとにおける信教の自由の保障は不完全なものであることを 体に対しきびしい迫害が加えられた等のこともあって、旧憲法 背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかり それぞれの国の歴史的・社会的条件によって異なるものがある。 味するものとされている。もとより、国家と宗教との関係には じ。) は、これを公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉す るから、世俗的権力である国家(地方公共団体を含む。以下同 国家といかなる宗教との結びつきをも排除するため、 ためには、単に信教の自由を無条件に保障するのみでは足りず 種の宗教が多元的、重層的に発達、併存してきているのであっ わが国においては、キリスト教諸国や回教諸国等と異なり、各 宗教として他のすべての宗教と全く同一の法的基礎に立つもの として、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団 でなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、とき たものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ という。)に信教の自由を保障する規定(二八条)を設けてい ともと政治的次元を超えた個人の内心にかかわることがらであ 規定を設ける必要性が大であった。これらの諸点にかんがみる て、このような宗教事情のもとで信教の自由を確実に実現する わが国では、過去において、大日本帝国憲法(以下「旧憲法」 べきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意 一般に、政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、も

確保しようとしたもの、と解すべきである。完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性をと、憲法は、政教分離規定を設けるにあたり、国家と宗教との

実現することは、実際上不可能に近いものといわなければならがって、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を の建築物や仏像等の維持保存のため国が宗教団体に補助金を支 般の私立学校と同様な助成をしたり、文化財である神社、寺院のであって、例えば、特定宗教と関係のある私立学校に対し一 とのかかわり合いを生ずることを免れえないこととなる。したどに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあたって、宗教 国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化なと接触することになり、そのことからくる当然の帰結として、 目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこ のかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本 会的・文化的諸条件に照らし、国家は実際上宗教とある程度の 現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社 もおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が ると、政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離に を招くことにもなりかねないのである。これらの点にかんがみ なれば、かえって受刑者の信教の自由は著しく制約される結果 かねず、また例えば、刑務所等における教誨活動も、それがな 不利益な取扱い、すなわち宗教による差別が生ずることになり いうことになれば、そこには、宗教との関係があることによる 出したりすることも疑問とされるに至り、それが許されないと って社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない ない。更にまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえ ては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活 社会事象としての側面を伴うのが常であって、この側面におい を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な ころが、宗教は、信仰という個人の内心的な事象としての側 間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。と なく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、 の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものでは 見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり ととなるかが、問題とならざるをえないのである。右のような かかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そ んらかの宗教的色彩を帯びる限り一切許されないということに しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障 国家が宗教的に中

と解すべきである。
と解すべきである。
と解すべきである。
と解すべきである。
と解すべきである。
と解すべきである。
と解すべきである。
と解すべきである。

憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動

項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等のな行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、同 慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。 度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考 場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当 の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる 宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為 の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法(式次第)が 的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為 れに含まれる。そして、この点から、ある行為が右にいう宗教 活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であって が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるよう べきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果 いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるという 合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合 れをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり 該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程 いう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこ かなる宗教的活動もしてはならない。」と規定するが、ここに 憲法二〇条三項は、「国及びその機関は、宗教教育その他い その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、こ

教とのかかわり合いの問題である以上、それを考えるうえでは、 教とのかかわり合いの問題である以上、それを考えるうえでは、 を が、二項の規定は、何人も参加することを欲しない宗教上の るが、二項の規定は、何人も参加することを欲しない宗教上の るが、二項の規定は、何人も参加することを欲しない宗教上の るが、二項の規定は、何人も参加することを欲しない宗教上の る規定であって、前述のように、後者の保障にはおのずから限 度として保障し、もって間接的に信教の自由を保障しよって も奪うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制 うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制 方ことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制 方として保障し、もって間接的に信教の自由に関する規定ではあ る規定であって、前述のように、後者の保障にはおのずから限 を おい、憲法二○条二項の規定と同条三項の規定との関係を考 なお、憲法二○条二項の規定と同条三項の規定との関係を考

の自由を侵害するおそれが生ずることにはならないのである。 記のように解したからといって、直ちに、宗教的少数者の信教 れ故、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動について前 を侵害し、二項に違反することとなるのはいうまでもない。そ 否する者に対し国家が参加を強制すれば、右の者の信教の自由 行事等であっても、宗教的信条に反するとしてこれに参加を拒 三項の宗教的活動に含まれないとされる宗教上の祝典、儀式、 宗教的活動に含まれるという関係にあるものではなく、たとえ の宗教的活動とのとらえ方は、その視点を異にするものという 範囲を異にするものであるから、二項の宗教上の行為等と三項 右のように、両者の規定は、それぞれ目的、趣旨、保障の対象 当然に一般人の見解を考慮に入れなければならないものである。 べきであり、二項の宗教上の行為等は、必ずしもすべて三項の 本件起工式の性質

よって禁止される宗教的活動にあたるかどうかについて検討すそこで、右の見地に立って、本件起工式が憲法二○条三項に

ものであることは、否定することができない。 これを主宰した神職自身も宗教的信仰心に基づいてこれを執行 場を設け一定の祭具を使用して行ったというのであり、また、 神職が、所定の服装で、神社神道固有の祭式に則り、一定の祭 方式は、原審が確定した事実に徴すれば、専門の宗教家である 願する儀式として行われたことが明らかであるが、その儀式の の建築の着工にあたり、土地の平安堅固、工事の無事安全を祈 したものと考えられるから、それが宗教とかかわり合いをもつ 本件起工式は、原審の説示するところによってみれば、建物

た方式の範囲を出ないものである限り、一般人の意識において て行われる場合でも、それが長年月にわたって広く行われてき その儀式が、たとえ既存の宗教において定められた方式をかり 教的意義がほとんど認められなくなった建築上の儀礼と化し、 う行為を含むものであるとしても、今日においては、もはや宗 の無事安全等を祈願する儀式を行うこと自体は、「祈る」とい いところである。一般に、建物等の建築の着工にあたり、工事 の宗教的な意義が次第に稀薄化してきていることは、疑いのな 宗教的な起源をもつ儀式であったが、時代の推移とともに、そ 祈願する儀式、すなわち起工式は、土地の神を鎮め祭るという 名のもとに行われてきた土地の平安堅固、工事の無事安全等を しかしながら、古来建物等の建築の着工にあたり地鎮祭等の 起工式にさしたる宗教的意義を認めず、建築着工に際して

> すでに長年月にわたり広く行われてきた方式の範囲を出ないも 則って行われたものであるが、かかる儀式は、国民一般の間に したる宗教的意義を認めなかったものと考えられる。 係者の意識においては、これを世俗的行事と評価し、これにさ のであるから、一般人及びこれを主催した津市の市長以下の関 ものと考えられる。本件起工式は、神社神道固有の祭祀儀礼に の慣習化した社会的儀礼として、世俗的な行事と評価している

られるのであって、特段の事情のない本件起工式についても、 儀礼を行うという極めて世俗的な目的によるものであると考え 目的と異なるものをもっていたとは認められない。 主催者の津市の市長以下の関係者が右のような一般の建築主の 工事関係者の要請に応じ建築着工に際しての慣習化した社会的 慣習に従い起工式を行うのは、工事の円滑な進行をはかるため ことと前記のような一般人の意識に徴すれば、建築主が一般の っては、欠くことのできない行事とされているのであり、この 式を行うことは、特に工事の無事安全等を願う工事関係者にと 主の主催又は臨席のもとに本件のような儀式をとり入れた起工 また、現実の一般的な慣行としては、建築着工にあたり建築

ず、これにより神道を援助、助長、促進するような効果をもた 神道自体については、祭祀儀礼に専念し、他の宗教にみられる いては、神道が再び国教的な地位をえたり、あるいは信教の自 ために、国家と神社神道との間に特別に密接な関係が生じ、ひ る起工式を行った場合においても、異なるものではなく、その 国家が主催して、私人と同様の立場で、本件のような儀式によ らすことになるものとも認められない。そして、このことは、 一般人の宗教的関心を特に高めることとなるものとは考えられ 儀礼に則って、起工式が行われたとしても、それが参列者及び 起工式に対する一般人の意識に徴すれば、建築工事現場におい がないという特色がみられる。このような事情と前記のような 積極的な布教・伝道のような対外活動がほとんど行われること 宗教的関心度は必ずしも高いものとはいいがたい。他方、神社 がないというような宗教意識の雑居性が認められ、国民一般の に際しても異なる宗教を使いわけてさしたる矛盾を感ずること 由がおびやかされたりするような結果を招くものとは、 て、たとえ専門の宗教家である神職により神社神道固有の祭祀 しては神道を、個人としては仏教を信仰するなどし、冠婚葬祭 元来、わが国においては、多くの国民は、地域社会の一員と

以上の諸事情を総合的に考慮して判断すれば、 本件起工式は

> 願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を ないと解するのが、相当である。 から、憲法二○条三項により禁止される宗教的活動にはあたら 他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのである なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は 宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、

(四) むすび

の結論に影響を及ぼすことが明らかであり、論旨は理由がある。 条三項の解釈適用を誤ったものというべく、 右に判示したところと異なる原審の判断は、結局、憲法二〇 右の違法は、判決

### 第五

れるべきものである。 第一審判決は相当であり、前記部分に関する本件控訴は棄却さ 由がなく、棄却されるべきものである。それ故、これと同旨の 法であることを前提とする上告人に対する被上告人の請求は理 八条の二にも違反するものではない。したがって、右支出が違 八九条に違反するものではなく、地方自治法二条一五項、一三 は宗教団体に対する財政援助的な支出とはいえないから、憲法 効果及び支出金の性質、額等から考えると、特定の宗教組織又 起工式の挙式費用の支出も、前述のような本件起工式の目的、 ら、同条一項後段にも違反しないというべきである。更に、右 ではなく、また、宗教団体に特権を与えるものともいえない よれば、本件起工式は、なんら憲法二○条三項に違反するもの そこで、更に、右部分について判断するに、前述したところに 以上の次第で、原判決中上告人敗訴部分は、破棄を免れない。

文のとおり判決する。 同環昌一の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主 適用し、裁判官藤林益三、同吉田豊、同団藤重光、同服部髙顯、 三八四条に従い、訴訟費用の負担につき同法九六条、八九条を よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四○八条、三九六条、

## [反対意見

## 最高裁判所大法廷

裁判長裁判官

裁判官 岸天岡藤 上野原林 康武昌益

夫一男三

裁判官 裁判官

## の 【四七八】内閣総理大臣等の靖国神社参拝について 政府統一見解

ずれも署名押印することができない。 裁判官下田武三は退官のため、 裁判官岸盛 裁判官 裁判官 裁判官 は

裁判長裁判官

藤

林

益

三

裁判官 栗 環 服 本 団 吉 髙 大 江 里 病気のため、 本 部林藤田辻塚 一昌高 夫 一顯讓光豊己郎雄

見るべきものと考えられる。 支出するなどの事情がない限り、 を実施することが決定されるとか、玉ぐし料等の経費を公費で 私的な性格を有するものであり、特に、政府の行事として参拝 神社、仏閣等への参拝は、宗教心のあらわれとして、すぐれて ある。閣僚の地位にある者は、その地位の重さから、およそ公 に参拝することは、これまでもしばしば行われているところで することはもとより自由であって、このような立場で靖国神社 私人として憲法上信教の自由が保障されていることは言うまで 人と私人との立場の使い分けは困難であるとの主張があるが、 もないから、これらの者が、私人の立場で神社、 内閣総理大臣その他の国務大臣の地位にある者であっても、 それは私人の立場での行動 仏閣等に参拝

利用したこと等をもって私人の立場を超えたものとする主張も ものとは言えない。 ており、公用車を利用したからといって、私人の立場を離れた ら、私人としての行動の際にも、必要に応じて公用車を使用 あるが、閣僚の場合、警備上の都合、緊急時の連絡の必要等か 先般の内閣総理大臣等の靖国神社参拝に関しては、 公用車を

その地位にある個人をあらわす場合に、慣例としてしばしば用 れたものと考えることはできない。 いられており、肩書きを付したからといって、私人の立場を離 また、記帳に当たり、その地位を示す肩書きを付すことも、

私人の立場が損なわれるものではない。 さらに、気持ちを同じくする閣僚が同行したからといって、 先般の参拝に当たっては、私人の立場で参拝するもの

参拝であるとの誤解を受けることのないよう配慮したところで であることをあらかじめ国民の前に明らかにし、 また、当然のことながら玉くじ料は私費で支払われてい 公の立場での

(昭和53年10月17日)

裁判官

裁判官 裁判官

正喜清

 $\Box$ 

裁判官 裁判官

重

死」の語を用う。 し、中央、地方官庁等に対する 殉難者(刑死)、同(未決獄死)、 引責自決者等を「昭和殉難者」と呼称し、要する場合は、昭 る実情に鑑み、爾今、大東亜戦争終結後の、所謂戦犯刑死者、 録に於ては、「幕末殉難者」、或は「維新殉難者」と呼称してい 安政の大獄を始め、幕末の内戦等による死亡者を、当社諸 中央、地方官庁等に対する公文に於ては、 同(自決)等の如く区分する。但 従来通り「法務

ついて(昭和53年11月24日宮司通達第六号) 【四七九】「戦犯死亡者」、 「法務死亡者」 等 の呼 称 12

# 和55年9月30日質問第三号)【四八〇】「靖国神社問題」に関する質問主意書(昭

# 「靖国神社問題」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年九月三十日

提出者 稲 葉 誠

# 衆議院議長 福田 一殿

# 「靖国神社問題」に関する質問主意書

いわれている。 世界各国憲法にもその比をみないと知、厳格なものがあり、世界各国憲法にもその比をみないと第二十条及び第八十九条は、その制定に多大の影響を与えた第二十条及び第八十九条は、その制定に多大の影響を与えた第二十条及び第八十九条は、その制定に多大の影響を与えた第二十条及び第八十九条は、その制定に多大の影響を与えた第二十条及び第八十九条は、その制定にもその比をみないと知、厳格なものがあり、世界各国憲法にもその比をみないと知いる。

- て見解を示されたい。 1 何故かかる厳格な規定が設けられたか、その趣意につい
- 事実とは、いかなるものなのか指摘されたい。 な厳格な規定がなされたと思われる。この否定的な歴史的 係に対する否定的な歴史的事実がとらえられて、このよう のでは、戦前における国家と宗教との関
- イ 法的にどのように規定されていたか。3 旧憲法下においては国家と宗教との関係、在り方が、
- つたのか。 ロ 政治制度上、社会制度上の現実はどのようなものであ

## 指摘されたい。

・ また「国家神道」とは何か。旧憲法下においてこれの取・ また「国家神道」とは何か。旧憲法下においてこれの取りを表して明らかにするな扱いはいかがであつたか。何故「国家神道」のみが「国教扱いはいかがであつたか。何故「国家神道」のみが「国教を、 また「国家神道」とは何か。旧憲法下においてこれの取・ また「国家神道」とは何か。旧憲法下においてこれの取・

- 力の有無を明らかにされたい。 「神道指令」はどのような内容で、それの今日にいたる効ち 一九四五年、連合国軍最高指令部が発布した、いわゆる
- を、それぞれの理由を述べて明示されたい。 この「神道指令」といかなる関連があつたのか、その有無7 一九四六年の年頭詔書、いわゆる天皇の「人間宣言」は、
- 「靖国神社」の成立過程及びその果たしてきた役割等に関た、そのなかには天皇も含まれるのか明らかにされたい。まは、具体的にどのようなものをさすのか指摘されたい。ま8 憲法第二十条第三項に規定された「国及びその機関」と
- 戦争において果たしてきた役割を具体的に示されたい。し、以降第二次大戦の終戦にいたるまで、「靖国神社」が1 「靖国神社」が創建された当初の趣旨について明らかに
- 指摘されたい。 的・法的性格は、どのようにして改変したと考えられるかった。 3 第二次大戦の終戦を境にして「靖国神社」のもつ政治
- て述べられたい。 3 戦後、「靖国神社」の名称を改変しなかつた理由につい
- 法的根拠を明示されたい。 また、公式参拝、国家護持はなぜ禁止されているのか、のような事実関係をもつて示されるのか、定義されたい。 「靖国神社」への公式参拝、国家護持とは、具体的にど
- のか明示されたい。 においても、いかなる事実、法的根拠に基づいてなされるかどうかの見解を、宗教団体である・ないの両説のいずれっ 「靖国神社」は現行憲法上、宗教団体と解されているの
- 教の自由」を犯したことにはならないのか、その見解をあ教の自由」を犯したことにはならないのか、その見解をあると解した場合、その際、例えば「靖国神社」の名称を変更することや宗な措置が必要であると考えるか、見解を示されたい。な措置が必要であると考えるか、見解を示されたい。な措置が必要であると考えるか、見解を示されたい。なると解した場合、その国家護持を図るためにはどのようあると解した場合、その国家護持を図るためにはどのようあると解した場合、

わせて示されたい。

- されたい。 ならないと考えているのか、具体的事例をあげて見解を示ならないと考えているのか、具体的事例をあげて見解を示意向の有無と、いかなる内容であれば、それは憲法違反に7 「靖国神社」の「国家護持法案」を政府提案することの
- 行われているが、 現在、八月十五日武道館において「全国戦没者追悼式」が
- 皇は出席しているのか明らかにされたい。やれているのか、また、いかなる規定に基づいてこの時天1 主催者はどこであり、どのような形式・内容のもとに行
- 連で明示されたい。 2 これを「靖国神社」で行わないことの事由を憲法との関
- ると考えられるのかを明らかにされたい。日武道館における「戦没者追悼式」は右のいずれに該当すの差異について明示されたい。それを踏まえて、八月十五の差異について明示されたい。それを踏まえて、八月十五の差異について明示されたい。
- ば、その限界を示されたい。 その内容、形式、規模によつて差異が生じてくるとすれ

右質問する。

日内閣衆質九三第三号) 匹 八一】衆議院議員稲葉誠一君提 に関する質問に対する答弁書(昭和55年10月28 出 靖 国神社問

6

わゆる神道指令においては、国家が公式に指定した宗

内閣衆質九三第三号 昭和五十五年十月二十八日

木

内閣総理大臣 鈴 善 幸

8

### 衆議院議長 福 田 殿

衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質問に 別紙答弁書を送付する。

問に対する答弁書 衆議院議員稲葉誠一君提出「靖国神社問題」に関する質

について ・及び2 大日本帝国憲法においては、安寧秩序を妨げず臣 十九条の規定を設けたものである。 関与することを排除する見地からいわゆる政教分離の原則 を保障した上、国その他の公の機関が宗教に介入し、又は ため、第二十条第一項前段及び第二項において信教の自由 ていたが、現行憲法は、信教の自由を実質的なものとする 民たるの義務に背かない限りにおいて信教の自由を保障し に基づく規定として同条第一項後段及び第三項並びに第八

ス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有3及び4 大日本帝国憲法は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケ とし国家に功績のあつた諸神を祭祀するため国家自ら設営 るが、神社は、建国の大義に基づき皇祖皇宗の神霊を始め ゆる神道指令において神社神道と同義に用いられた語であ 督の関係等を規定していた。他方、「国家神道」は、いわ 律第七十七号)が宗教団体の地位及びこれに対する保護監 なお、神社を保護するため、他の宗教に対する弾圧を行つ するもので、神社は宗教ではないとして取り扱われていた。 ス」(第二十八条)と規定し、宗教団体法(昭和十四年法 た事例についてはつまびらかでない。

6

徹底を図るため、国家等による神道の保証、支援の禁止等 わゆる神道指令は、信教の自由の保障と政教分離の原則の を指令したものであつて、 昭和二十年十二月十五日の連合国軍最高司令部によるい 今日においては失効している。

三について

- 令する旨が述べられている。また、憲法第二十条及び第八教に対する信仰の強制から日本国民を解放する等のため指 十九条の規定の解釈に当たつては、同指令に依拠すること
- つまびらかでない。 いわゆる神道指令と新日本建設に関する詔書との関連は
- 味し、天皇も含まれるものである。国及び公共団体並びにそれらの行政機関その他の機関を意 憲法第二十条第三項に規定する「国及びその機関」とは

二について

1から3まで 靖国神社は、明治十二年に東京招魂社を改称 和二十一年、宗教法人となり、今日に至つている。 戦死の士を祭るものとして営まれたものである。以来、今 て祭つてきた。戦後、靖国神社は、所要の手続を経て、昭 次大戦の終戦に至るまでの同神社は、戦没者等を祭神とし したものであり、東京招魂社は東京九段坂上に戊辰以来の

るのは、第二十条及び第八十九条との関係である。 ることを指し、国家護持とは、国が靖国神社の運営につい いと考えている。また、憲法上、これらの行為が問題とな て、参与し、又は国費を支出することを意味することが多 葉であると説明し、名称存続の了解を得たと聞いている。 社側は、「靖国」は「安国」という意味で最も平和的な言 その名称を変更するよう求められたようであるが、靖国神 靖国神社への公式参拝とは公務員が公的な資格で参拝す なお、靖国神社は、終戦直後、連合国軍最高司令部

憲法上の宗教団体である。 靖国神社は、東京都知事所轄の宗教法人となつており、

参与し、又は国費を支出することを意味するとすれば、国 することが必要であると考える。 がそれらの行為を行うためには、靖国神社が宗教性をなく 靖国神社の国家護持とは国が靖国神社の運営について、

なお、国が宗教団体に介入することができないことは当

推移を見守つてまいりたい。 今後も、この問題については、 議員によつて国会に提出されてきたという経緯があるので 靖国神社法案については、これまでも自由民主党の国会 自由民主党における議論の

> を内容としている。 参列し、黙とうを行い、追悼の辞を述べ、献花を行うこと等 席をお願いし、全国の戦没者遺族代表その他各界の代表等が 全国戦没者追悼式は政府が主催し、天皇皇后両陛下に御

あり、憲法第二十条第三項の宗教的活動には該当しない。 断し、この式典を行うに最適な場所であるからである。 れは、同館が、設備、収容能力、周辺の環境等の諸点から判 右答弁する。 また、全国戦没者追悼式は日本武道館で行つているが、こ なお、全国戦没者追悼式は、宗教的儀式を伴わない式典で

# 政府統一見解(昭和55年11月17日)【四八二】国務大臣の靖国神社参拝問題についての

政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣が政府としては、従来から、内閣総理大臣その他の国務大臣とが立憲とも合憲とも断定していないが、このような参府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということで拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということで拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないということである。

えることを一貫した方針としてきたところである。り、国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは差し控り、国務大臣としては、従来から事柄の性質上慎重な立場をと

# 意書(昭和59年6月19日質問第二二号)【四八三】「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主

「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年六月十九日

提出者 稲 葉

誠

衆議院議長 福永健司殿

□・「青国中土」 明頃こ場ける質別に気制

「憲法」・「靖国神社」問題に関する質問主意書

よいか。

まいか。

閣のいう占領政策の再検討とどう違うのか。 くことの必要な時代を迎えている。」とあるが、これは現内二 また、その中に「占領政策の洗脳から自己をとり戻してい

限定的に列挙願いたい。 三 憲法で禁止されている事柄について、具体的、個別的かつ

たい。 できないと考えていることについても同様限定的に列挙され四 禁止されてはいないが、法律の規定がないため、現行法上

在すれば説明されたい。 義があるもの(例えば憲法第二十条について、その他)が存五(以上三、四に直接・間接関連する事項であつて、解釈上疑

六 憲法第二十条制定の趣旨について

見解を示されたい。 ・ 靖国神社の「公式参拝」について内閣としての統一した

とい。 2 「国家護持」についても内閣としての統一見解を示され

その他との関係で差異があるのか。あるとすればその詳細3 「公式参拝」と「国家護持」との間には、憲法第二十条

な見解を示されたい。

い。
日本を代表する者は憲法の規定上存在するのか。存在するの「国民主権」下において「国家で代表する者」とは同一概念か。「日本を代表する」との意味についての理解を示されたい。とすれば、それは天皇か、内閣総理大臣か又は他の者か。とすれば、それは天皇か、内閣総理大臣か又は他の者か。

いのか。「国民主権」とは一体いかなることを指すものと理解して

右質問する。

年7月13日内閣衆質一〇一第二二号) 国神社」問題に関する質問に対する答弁書 匹 八四】衆議 院議員稲 葉誠 君提出 |憲法]・|靖 (昭和 59

内閣衆質一〇一第二二号 昭和五十九年七月十三日

内閣総理大臣 中 曽 根 康 弘

衆議院議長 福 永 健 司 殿

る質問に対し、別紙答弁書を送付する。 衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法」・「靖国神社」問題に関

関する質問に対する答弁書 衆議院議員稲葉誠一君提出 「憲法」・「靖国神社」問題

及び二について

三及び四について る御質問であり、内閣として答弁することは差し控えたい。 なお、「占領政策の再検討」を内閣が行つている事実はな いずれも自由民主党靖国問題小委員会見解の内容にかかわ

「憲法で禁止されている事柄」の意味が必ずしも明らかで

律の規定が必要とされる場合において、そのような法律がな のであるから、憲法の各規定に違反する行為はすべてこれに すれば、国又はその機関は憲法に違反することは許されない はないが、国又はその機関の活動についての御質問であると また、国又はその機関がある行為をするのに根拠となる法

いときは、国又はその機関はその行為をすることができない

右答弁する。

五について 六について 三項の「宗教的活動」に当たらないかということである。 ではないかとの疑いをなお否定できないとしているものとし 問題があり、これについての疑義は、それが憲法第二十条第 て、国務大臣が国務大臣としての資格で行う靖国神社参拝の 憲法解釈上政府が合憲とも違憲とも断定していないが違憲

1 内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格 で靖国神社に参拝するいわゆる「公式参拝」問題について

> 見解は、現在も変更されていない。 十五年十一月十七日に出されており、この二つの政府統一 の政府の統一見解は、昭和五十三年十月十七日及び昭和

- 2 靖国神社の「国家護持」とは、国が靖国神社の運営につ 多いと考えるが、このような意味での靖国神社の国家護持 閣衆質九三第三号答弁書参照) 必要であると考える。(昭和五十五年十月二十八日付け内 を国が行うためには、靖国神社が宗教性をなくすることが いて、参与し、又は国費を支出することを意味することが
- 七について 3 「公式参拝」は、憲法第二十条第三項の禁止する宗教的 禁止した憲法第八十九条との関係が問題となると考える。 ほか、宗教団体に公の財産を支出し又は利用させることを 述べた意味であるとすれば、国家護持については、同項の 活動との関係で問題となるのに対し、「国家護持」が2で

れば、憲法は、それについて特に明示していない。 一般的に我が国を対外的に代表する国家機関ということであ 「日本を代表する者」の意味が必ずしも明らかではないが、

どうかは、元首の概念をどのように考えるかによつて異なる 方があり、「元首」と「国家を代表する者」とが同一概念か を意味するものとしても、元首の概念には、いろいろな考え ことになる。 「国家を代表する者」が国家を対外的に代表する国家機関

と元首の関係については、元首の概念をどのように考えるか 国民であることを意味すると考えるが、このような国民主権 いと考える。 にもよるが、一般的にいえば、両者は相対立するものではな 「国民主権」とは、国の意思の最終的かつ最高の決定者が

> 匹 [八五] (昭和59年8月1日質問第四○号) 一宗教 法人「靖国 神社」に関する質問 主意

宗教法人「靖国神社」に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年八月一日

提出者

稲 葉

誠

議院議長 福 永 健 司 殿

宗教法人「靖国神社」に関する質問主意書

- 宗教法人靖国神社について
- を示されたい。 靖国神社の宗教上の教義はなにか。その特徴となる解釈
- 3 2 か。認められるとすれば、その事由は何か。 戦前と戦後における靖国神社の性格の変化が認められる
- 部分があるか。 神道は宗教であるか。それとも習俗であると認められる
- 国と靖国神社との関係について
- 著しい変化とは何か。あるとすればその理由は何か。 戦前と戦後において、国と靖国神社の関係で生じている
- 2 さきの私の質問主意書(質問第二二号)に対する答弁書 状の靖国神社との比較において述べられたい。 中、「靖国神社の国家護持を国が行うためには、靖国神社 した靖国神社とは具体的にどのようなことを指すのか。現 が宗教性をなくすることが必要」とあるが、宗教性をなく
- 靖国神社への現職閣僚の参拝について
- との関連で述べられたい。 拝する目的は何か。「宗教法人靖国神社規則第三条目的」 中曽根総理以下多数の閣僚が、靖国神社の例大祭等へ参
- 旨とはいかなるものか。 また、同条にいう明治天皇の宣らせ給うた「安国」 0)
- 2 中曽根総理以下多数の閣僚が、靖国神社へ参拝すること るのか。あるいはその両者のいずれにも当たるのか。 は、宗教的行為に当たるのか。それとも宗教的活動に当た

- る懇談会」について「官房長官の私的諮問機関「閣僚の靖国神社参拝問題に関す
- ・・・)には、これをおりていかなる諮問をするのか。
- 可能性があるのか。 2 その結果として、答弁書に記載された憲法解釈は変わる
- 右質問する。
  3 何故総理大臣の諮問機関としなかつたのか。

月28日内閣衆質一〇一第四〇号)国神社」に関する質問に対する答弁書(昭和59年8【四八六】衆議院議員稲葉誠一君提出宗教法人「靖

昭和五十九年八月二十八日内閣衆質一〇一第四〇号

内閣総理大臣 中曽根康

弘

衆議院議長 福永健司殿

問に対し、別紙答弁書を送付する。 衆議院議員稲葉誠一君提出宗教法人「靖国神社」に関する質

る質問に対する答弁書 衆議院議員稲葉誠一君提出宗教法人「靖国神社」に関す

の1について

靖国神社は、宗教法人「靖国神社」規則第三条において、 靖国神社の「目的」として、「本法人は、明治天皇の宣らせ給 同神社の「目的」として、「本法人は、明治天皇の宣らせ給 同神社の「目的」として、「本法人は、明治天皇の宣らせ給 の業務及び事業を行ふことを目的とする。」と規定していめの業務及び事業を行ふことを目的とする。」と規定している。

の2及び二の1について

の3について
の3について
の3について
の3について
の3について
の3について

宗教法人となつている。 神道の祭祀等を行う神社は、宗教団体であり、その多くは

二の2について

等が宗教性のないものとなることである。
靖国神社が宗教性のない団体となり、その行う行事、儀式

三について

お尋ねが、憲法第二十条第二項の「宗教上の行為」及び同

ることはないものと考える。のものであるから、その参拝が、これらとの関係で問題になのものであるから、その参拝が、これらとの関係で問題にない昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解に述べるとおり国務大臣の靖国神社への参拝は、昭和五十三年十月十七日及条第三項の「宗教的活動」についてであれば、従来における

である。 ついては、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解のとおりついては、昭和五十三年十月十七日の政府統一見解のとおり

四について

ではない。
「閻僚の靖国神社参拝を巡る問題に関する懇談会」は、国務大臣「閻僚の靖国神社参拝を巡る問題について、内閣官房長官が広く各のが国神社参拝を巡る問題について、内閣官房長官が広く各の諸国神社参拝問題に関する懇談会」は、国務大臣

お客弁する。 してきた経緯等を考慮したものである。 してきた経緯等を考慮したものである。 は変拝の問題については、従来から内閣官房を中心に検討神社参拝の問題については、従来から内閣官房を中心に検討

### 社公式参拝について 【四八七】 内 閣 総理大臣その他 (昭和60年8月14 の国務大臣 $\mathcal{O}$ 靖 国 神

臣は靖国神社に内閣総理大臣としての資格で参拝を行う。 戦後四十年に当たる記念すべき日である。この日、内閣総理大 これは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国の戦 八月十五日は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」であり、

配慮するつもりである 的意義を有しないことをその方式等の面で客観的に明らかにし あわせて我が国と世界平和への決意を新たにすることでもある。 あり、その目的は、あくまでも、祖国や同胞等を守るために貴 実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえたもので 没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が つつ、靖国神社を援助、 としても強く留意しているところであり、この公式参拝が宗教 い一命をささげられた戦没者の追悼を行うことにあり、それは 規定との関係が問題とされようが、その点については、政府 靖国神社公式参拝については、憲法のいわゆる政教分離原則 助長する等の結果とならないよう十分

としては、そのような懸念を招くことのないよう十分配慮して 国主義の復活に結びつくのではないかとの意見があるが、政府 いきたいと考えている。 また、公式参拝に関しては、一部に、戦前の国家神道及び軍

来ているが、今般の公式参拝の実施に際しても、その姿勢には きたい。 念ずるものである旨、 いささかの変化もなく、戦没者の追悼とともに国際平和を深く ないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んで ことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはなら アの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えた さらに、国際関係の面では、我が国は、過去において、アジ 諸外国の理解を得るよう十分努力してい

差し控えることを一貫した方針としてきた旨表明した。それは、 疑いをなお否定できないので、事柄の性質上慎重な立場をとり ては、昭和五十五年十一月十七日に、 教的活動に該当するか否かを的確に判断するためには社会通念 この問題が国民意識と深くかかわるもので、憲法の禁止する宗 ついてはいろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲 とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの なお、 靖国神社公式参拝に関する従来の政府の統一見解とし 公式参拝の憲法適合性に

を見定める必要があるが、これを把握するに至らなかったため

見解を変更するものである。 今回の公式参拝の実施は、その限りにおいて、従来の政府統 が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した。したがって、 な方式によるならば、公式参拝を行っても、社会通念上、 会」の報告書を参考として、慎重に検討した結果、今回のよう しかし、このたび、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談

自らの判断に待つべきものであり、各閣僚に対して参拝を義務 とは、憲法第二十条の信教の自由とも関係があるので、各閣僚 格で参拝することなども差し支えない。靖国神社へ参拝するこ 拝することとなろうが、言うまでもなく、従来どおり、私的資 加しようとする場合には、内閣総理大臣と同様に本殿において 付けるものでないことは当然である。 一礼する方式、または、 各閣僚は、内閣総理大臣と気持ちを同じくして公式参拝に参 社頭において一礼するような方式で参

### に関する政府の見解 【四八八】 昭 和 55 年 10 月 17 (昭和60年8月20日) 日の 政府統 見 解 の 変更

できないため、差し控えることとしていた。 条第三項の規定との関係で違憲ではないかとの疑いをなお否定 しての資格で靖国神社に参拝することについては、憲法第二十 政府は、従来、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣と

差し控える必要がないという結論を得て、昭和五十五年十一月 違反する疑いはないとの判断に至ったので、このような参拝は、 資格で、戦没者に対する追悼を目的として、靖国神社の本殿又 が提出されたので、政府としては、これを参考として鋭意検討 は社頭において一礼する方式で参拝することは、同項の規定に した結果、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての 十七日の政府統一見解をその限りにおいて変更した。 今般「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」から報告書

# 【四八九】靖国問題の基本的認識に関する質問主意 (昭和60年10月14日質問第一号)

# 靖国問題の基本的認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年十月十四日

豊

# 靖国問題の基本的認識に関する質問主意書

参議院議長

木 村 睦 男 殿

去る八月十五日、中曽根総理はじめ多数の閣僚が、靖国神社

遥かに超えた厳しい反発が内外で巻き起つている。

への公式参拝を強行したが、果たせるかな、日本政府の予想を

よつて、次の諸点について政府側の基本的認識を伺いたい。 いての有権的な結論を打ち出す資格があるのか。 社参拝問題に関する懇談会」に、靖国問題と憲法の解釈につ そもそも内閣官房長官の私的諮問機関たる「閣僚の靖国神

- 二 昭和五十五年十一月十七日に出された靖国神社公式参拝に 形式で変更されたのか。 疑いをなお否定できないとする公式見解は、いつ、どういう 関する政府統一見解、即ち、公式参拝が違憲ではないかとの
- 三 政府統一見解が変更されていないとすれば、内閣法制局が 懇の単なる報告書が乗り越えたことになる。新たな閣議決定 中心となつてまとめた公的見解を、一私的諮問機関たる靖国 について伺いたい。 もなく、公式参拝を敢えて強行した目的と理由、判断の根拠
- は、どう答えるのか。 項、また憲法第九九条に明らかに違反するとの指摘に対して 総理並びに閣僚の靖国公式参拝は、まず憲法第二十条第三
- のために倒れた人に対して国民が感謝を捧げる場所がある。 ても、外国へ行つても無名戦士の墓であるとか、そのほか国 中曽根総理は、「米国にはアーリントンがある。ソ連へ行つ それは当然なことであります。さもなくして、誰が国に命を 去る七月二十七日、軽井沢で行われた自民党セミナーで、

純粋に上官の命令に従い、国のために倒れた人々のため

墓地と靖国神社を同列のもの、同じ性格のものと認識してい 捧げるか。」等と発言されているが、政府は、アーリントン

- 無名戦士の墓と、明らかに誤つた戦争を指導したA級戦犯を 合祀した靖国神社とを、何故同列にとらえるのか。
- 判総体について、基本的な面で疑義を有しているのか。 政府は、日本による侵略戦争の責任を追及した極東軍事裁
- 八 去る八月十五日の英国BBCテレビは、「中曽根総理の靖 国公式参拝は、日本が第二次大戦のことをもはや恥じないと いう姿勢を示したもの」と論評しているが、このような論調 に対してはどう考えるか。
- 九 去る八月二十一日、中国の新華社通信は、「公式参拝は、 このような論旨は、中国側の誤解と偏見なのか。 国人民とアジア各国人民の感情を傷つけるものである。また 潮に迎合し、これを助長するものである。」と論じているが、 この公式参拝は、日本軍国主義の名誉回復を図ろうとする思 日本軍国主義が起こした侵略戦争の性質をあいまいにし、中
- 十 また、八月十八日、北京大学生による抗議デモが行われた のように認識しているのか。 府は、抗議デモ並びにその後の中国側の反応については、ど 「彼らの行為は理解できる。」と肯定的な発言をしている。政 が、これについて、中国要人、例えば胡啓立政治局員などは
- するのか。 あるまい。今後、中国に対しては具体的にどのような対応を 一部の扇動による偶発的なものととらえることは、適当では 中国側の反応を一過性のものとみなしたり、あるいは、
- 十二 ASEAN各国の靖国問題に対する反応には、どのよう な対応をするのか。
- 十三 先に行われたレーガン大統領の西独ビットブルク墓地参 め、国際的な非難の対象となつた。 拝は、戦死者のなかにナチス親衛隊員十名が含まれていたた

十四 政府は、靖国神社に合祀されているA級戦犯は、故なく 戦争責任を有する者とみなしているのか。 して罪に問われたものとしているのか。それとも、明らかに 性格をめぐつて、共通した批判を受けるとは考えないのか。 靖国神社への公式参拝が、同じように、戦争犯罪や戦争の

先年のレーガン大統領訪日の際、政府は、 公式参拝によつて、A級戦犯は復権されたのか。 靖国神社への

参拝を打診したことがあるのか。

十七 政府は、今後とも、総理並びに閣僚の公式参拝を定着さ せる考えか。

十八 来年五月に行われる東京サミットでは、 対して靖国神社への参拝を要請する考えか。 各国の元首等に

右質問する。 曽根政治の理念にかかわる重大性を有しているのか。 靖国公式参拝問題は、どのような意味合いを有するのか。中 中曽根総理のいわゆる「戦後の総決算」路線の中では、 将来は自衛隊の殉職者も合祀すべきだと考えているの

日内閣参質一〇三第一号) 認識に関する質問に対する答弁書 匹 九〇】参議院議員秦豊君提出靖国 (昭和60年11月5 I 問 題 の基本的

内閣参質一〇三第一号 昭和六十年十一月五日

内閣総理大臣 中 曽 根 康

弘

る。

参議院議長

木

村 睦 男 殿

参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に 別紙答弁書を送付する。

問に対する答弁書 参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質

から三までについて

が国における戦没者追悼の中心的施設であるとし、 たにする目的で実施したものである。 没者の追悼を行い、併せて我が国と世界の平和への決意を新 情を踏まえ、祖国や同胞等のために尊い一命を捧げられた戦 去る八月十五日、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我 おいて公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事 への参拝(以下「靖国神社公式参拝」という。)については、 内閣総理大臣その他の国務大臣の公的な資格での靖国神社 同神社に

のである。 らかにしたが、政府統一見解の変更及び靖国神社公式参拝の 和五十五年十一月十七日の政府統一見解を一部変更する旨明これに先立ち、八月十四日の内閣官房長官談話により、昭 書等を参考として、政府として慎重に検討した結果行つたも 実施は、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告

四について

もないと考える。 項に違反せず、したがつて、憲法第九十九条に違反すること 項で禁止されている「国の宗教的活動」に該当しないから同 去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、憲法第二十条第三

五及び六について

トン墓地は国立の墓地であるという点で異なる面はあるが、 靖国神社は宗教法人法に基づく宗教法人であり、アーリン

> 七及び十四について ると考えているという事情を踏まえて実施したものである。 多くが同神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であ 去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、国民や遺族の方々の

により、我が国は、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾してい 日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号)第十一条

九、十二及び十三について

ことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立 決意にはいささかの変化もない。 が国は、過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々 を正当化するような意図によるものでは全くない。また、我 うことを目的とするものであり、過去に我が国が行つた行為 つて、平和国家としての道を歩んで来ており、 に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このような 去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行 かかる反省と

十及び十一について

ものと考える。 を通じ、相互理解を増進し、両国友好関係の一層の増進に引 き続き取り組むという折り目正しい態度を堅持していくべき いる。今後の日中関係については、両国が、率直な意見交換 中国側が種々の機会を通じて表明した見解は十分承知して

十五について

ない。 う目的で実施したものであり、 去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行 指摘のような問題とは関係が

十六について

御指摘のような打診をしたことはない。

十七について

と考える。 理大臣その他の国務大臣がそれぞれ判断することとなるもの これを実施するかどうかは、その機会があるたびに、内閣総 靖国神社公式参拝は制度化されたものではないので、今後

十八について

の参拝を要請する考えはない。 次回東京サミットでは、各国の元首等に対して靖国神社

-九について

ころである。 靖国神社の合祀対象者の範囲は、 同神社が決定していると

二十について

後の総決算」といつたようなことを意図して行つたものでは の多くの要望にこたえて実施したものであり、御指摘の「戦 去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、国民や遺族の方々

## について 内閣総理大臣の靖国神社公式参拝見送り (昭和61年8月14日)

が国と世界の平和への決意を新たにすることであった。これ 要望にこたえて実施したものであり、その目的は、靖国神社 公式参拝を行った。これは、国民や遺族の長年にわたる強い 気持ちを同じくする国務大臣とともに、靖国神社にいわゆる 胞等のために犠牲となった戦没者一般を追悼し、併せて、我 が合祀している個々の祭神と関係なく、あくまで、祖国や同 ており、同談話において政府が表明した見解には何らの変更 に関する昨年八月十四日の内閣官房長官談話は現在も存続し 「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、内閣総理大臣は、 戦後四十年という歴史の節目に当たる昨年八月十五日

一、しかしながら、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀してい 我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国 ること等もあって、昨年実施した公式参拝は、過去における ゆえんではない。 が国の国益にも、そしてまた、戦没者の究極の願いにも副う れる恐れがある。それは、諸国民との友好増進を念願する我 の上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生ま 我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とそ 民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯 に対して礼拝したのではないかとの批判を生み、ひいては、

三、もとより、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重 ならない。 が国が平和国家として、国際社会の平和と繁栄のためにいよ 係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければ いよ重い責務を担うべき立場にあることを考えれば、国際関 することは、政治を行う者の当然の責務であるが、他方、我

四、政府としては、これら諸般の事情を総合的に考慮し、慎重 臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした。 かつ自主的に検討した結果、明八月十五日には、内閣総理大

きものであるから、今回の措置が、公式参拝自体を否定ない れたものではなく、その都度、実施すべきか否かを判断すべ き続き良好な国際関係を維持しつつ、事態の改善のために最 し廃止しようとするものでないことは当然である。政府は引 繰り返し明らかにしてきたように、公式参拝は、制度化さ

> 六、各国務大臣の公式参拝については、各国務大臣において、 えている。 以上述べた諸点に十分配慮して、適切に判断されるものと考 大限の努力を傾注するつもりである。

和五七年()第九〇二号) 上告審判決(最高裁大法廷昭和63年6月1日判決)(昭 【四九二】殉職自衛官合祀拒否損害賠償等請求訴訟

昭和五七年闭第九〇二号

# [上告人・被上告人の記述省略]

よって、当裁判所は次のとおり判決する。 旨の上告の申立があり、被上告人は上告棄却の判決を求めた。 月一日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める 求控訴、同附帯控訴事件について、同裁判所が昭和五七年六 号、同五五年的第四六号自衛隊らによる合祀手続の取消等請 右当事者間の広島高等裁判所昭和五四年は第八四号、第八八

### 文

訴訟の総費用は被上告人の負担とする。 被上告人の請求を棄却する。 原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。

### 由

福夫の上告理由について 同高橋健一郎、同本間久義、同市橋史麿、同工藤洋房、同山本 同山田雅夫、同木村要、同佐藤拓、同岩佐栄夫、同川久保悳、 上告代理人柳川俊一、同篠原一幸、同根本真、 同石井宏治、

原審の確定した事実関係は、次のとおりである。

葬儀に喪主として参列し、その後孝文の父之丞が山口県防府市 四三年一月一二日孝文は岩手県釜石市内において公務従事中交 挙げ、主として盛岡市において結婚生活を営んでいたが、昭和 文(以下「孝文」という。)と宗教的行為を伴わない結婚式を 口信愛教会において洗礼を受け、以来キリスト教を信仰してき 自衛隊岩手地方連絡部の準備により行われた孝文の仏式による 通事故により死亡した。臼 で行った仏式の葬儀にも参列し、之丞は孝文に戒名を付しても 被上告人は昭和三三年四月四日日本キリスト教団 被上告人は、孝文が死亡した直後、

を信仰することはなかった。 のよりどころとして生活している。因なお、孝文は生前宗教 拝し、孝文の死の意味を求め、追悼し、キリスト教の信仰を心 以来、被上告人はキリスト教の信仰の下に日曜日には教会で礼 り払い、昭和四四年前記教会の納骨堂に遺骨を納め、毎年一一 僧侶を呼んで読経してもらったが、二、三か月後には仏壇を取 之丞宅を出て別居し、同人の気持を考慮して仏壇と位牌を置き 之丞宅に身を寄せたが、約二か月後孝文の遺骨の一部をもって らい、遺骨を仏壇に安置した。四 孝文の死後被上告人は ?同教会の行う永眠者記念礼拝にも子敬明とともに毎回出席し、 一時

価田会長は、同年七月以降右回答結果をもとに県護国神社細な回答があり、粟屋総務課長はこれを福田会長に閲覧させた。 の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況、右合祀に対する 崎県を除く。)の自衛隊地方連絡部の総務課長にあてて、各地 衛隊員が護国神社に合祀されていると聞いていた九州各県(長 の方策を検討し、同年五月二二日粟屋総務課長は、既に殉職自 隊友会による合祀申請を積極的に推進する態勢がとられるに至 隊山口地方連絡部(以下「地連」という。)の長峰部長も同席 賛意を表し、これを推進することを要望した。この席には自衛 の師団長が開催した中国四国外郭団体懇談会において、福田会を諮ってその了承を得た。曰 同年三月陸上自衛隊第一三師団 年三月から六月ころの県隊友会の役員会に合祀申請を行うこと 年二月から前記福田副会長が会長になった。)は同神社の長尾が経過した。(1) 昭和四五年秋に至り県隊友会の福田会長(同 殉職者を同神社に祀ってもらいたいとの希望が出され、これを 会(以下「県隊友会」という。)は、その主催で自衛隊発足以 を照会する文書を発し、同年六月末ころまでにこれに対する詳 遺族等の意向、殉職自衛隊員を合祀済みであればその経緯など 賛否両論の主要論旨、右合祀に対する各地の護国神社や戦没者 長が右合祀問題の進捗状況を報告したところ、師団長は合祀に 宮司から合祀実現が可能であるとの感触を得たので、昭和四六 宮司に対し合祀を要望したが、その賛同を得られないまま年月 受けて、県隊友会の広津会長や福田副会長は折にふれ同神社の 祭を宗教法人山口県護国神社(以下「県護国神社」という。) 来同年三月までに殉職した山口県出身の自衛隊員一二名の慰霊 していたことから、地連において遺族援護業務の一環として県 において行ったが、その慰霊祭後の直会の席上、遺族の中から 2 (—) た。四 その後、地連の粟屋総務課長と福田会長は合祀実現 昭和三九年一一月社団法人隊友会の山口県支部連合

> 連の出張所長及び地区班長に対し遺族から右書類を取り寄せる遺族を通じて対象者の除籍謄本と殉職証明書を収集すべく、地書類の取揃えを安田事務官に依頼し、同事務官は合祀対象者の を「本件合祀申請」という。)、同年四月一九日同神社は右殉職孝文を含む二七名の合祀を県護国神社に申請し(以下この申請 するものとした山口県護国神社における自衛隊殉職者の奉斎実 兄会連合会会長及び県隊友会会長の合意承認により効力を発生がら、県隊友会のする合祀申請の基準等を定めるとともに右父 官は、福田会長の右依頼により、長尾宮司と打合わせを重ねな 取り決めた。出 儀を挙行し、翌二〇日慰霊大祭を斎行した。 名義をもって、同年三月当時の山口県出身殉職自衛隊員として 保管した。
> | 福田会長は、県護国神社への合祀申請に必要な れを認証した。仇 安田事務官は寄せられた募金約八〇万円を 月二四日右父兄会連合会の小沢会長と県隊友会の福田会長がこ 施準則(以下「奉斎準則」という。)を起案し、昭和四七年三 れる募金の管理を地連の安田事務官に依頼した。ハー安田事務 く部分を文書化すること、募金趣意書の起案、配布及び寄せら 各会員及び山口県出身の現職自衛隊員から寄付金を募ることを 行うこと並びに必要な費用のため右父兄会連合会、県隊友会の 手続、奉賛会の対外的な業務は県隊友会の名義と責任において ら、小沢との間において、合祀されるべき殉職者の資格要件と 行することになり、福田は引き続き長尾宮司と折衝を重ねなが が、小沢は東京に居住していたので、奉賛会の業務は福田が執 職者奉賛会を設立し、小沢が会長に、福田が副会長に就任した を得、同宮司の依頼により同神社に対し合祀の請願書を提出し の長尾宮司と折衝し、同年秋に至って同宮司から基本的に了解 自衛隊員を新たに祭神として合祀する鎮座祭を斎行し、直会の 兄会連合会の小沢会長と諮って同年末ころまでの間に自衛隊殉 た。
>
> | 
> | 福田会長は、合祀申請を準備するため山口県自衛隊父 福田会長は、右合意事項のうち費用の点を除

同月一〇日ころ地連の安田事務官から被上告人の意向の連絡を 事務官に架電して再度合祀を断る旨を告げた。〇 福田会長は 行等の通知と参拝の案内状が配達されているのを発見し、阿武 を明らかにして孝文の合祀を断る旨を告げ、また、その直後県 受けたが、孝文についての合祀申請を撤回することはしなかっ 護国神社の長尾宮司と県隊友会の福田会長との連名の鎮座祭斎 ため被上告人方を訪れた地連の阿武事務官に対し、自己の信仰 3 昭和四七年四月五日被上告人は、合祀の資料収集の

> します」との書面が右安田事務官によって被上告人に届けられ 二日の祥月命日を卜して命日祭を斎行しこれを永代に継続いた 年六月一日付の「御祭神中谷孝文命奉慰のため御篤志をもって 永代神楽料御奉納相成り感佩の至りに存じます今後毎年一月一 同年七月五日県護国神社宮司から被上告人にあてた同

被上告人の損害賠償請求を認容すべきものとした。 原審は、右事実関係の下において大要次のとおり判断し、

動というべきである。 前提をなすものとして、基本的な宗教的意義を有しており、か つ、同神社の宗教を助長、促進する行為であるから、 本件合祀申請は、 県護国神社への合祀が行われるため 宗教的活 0)

の共同の行為とみることができる。 を相謀り役割りを分担しつつ準備して、県隊友会の名義で本件 と考えていたからと推認され、地連職員と県隊友会は合祀実現 揚の効果をもたらすもので地連自身も是非その実現を図りたい のは、殉職者の合祀が自衛隊員の社会的地位の向上と士気の高ない状況にあり、地連職員がこのように積極的に関与してきた の行為がなければ、本件の如くに合祀申請に至ったとはみられ って、その名義によってされている。しかし、地連職員の一連 合祀申請に及んだもので、本件合祀申請は地連職員と県隊友会 2 本件合祀申請は、県隊友会の発意により、その費用

は、憲法二○条三項に違反することにより、公の秩序に反する 合祀によって静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき法的 ものとして、私人に対する関係で違法な行為というべきである。 3 県隊友会と共同して本件合祀申請をした地連職員の行為 4 被上告人は、本件合祀申請による孝文の県護国神社への すなわち宗教上の人格権を侵害された。

その理由は次のとおりである。 しかしながら、原審の右判断は是認することができない。

 $\equiv$ 

すべきか否かを検討する。 本件合祀申請を地連職員と県友隊会の共同の行為と評

自衛隊員の遺族からの県隊友会への要望に端を発し、その実現 問題は、昭和三九年一一月に行われた慰霊祭の際における殉職 請に至る経緯をみると、県護国神社による殉職自衛隊員の合祀 められる事柄であることはいうまでもないところ、本件合祀申 に向けて県隊友会が働き掛けた結果、 にかかわるものであり、当該神社の自主的な判断に基づいて決 合祀は、神社にとって最も根幹をなすところの奉斎する祭神 県護国神社は当初難色を

に昭和四五年秋には県隊友会の福田会長は同 京のも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛 というのである。その後、福田会長が合祀申請を行うことにつ というのであり、引き続き同宮司と折衝した結果、昭 和四六年秋には同神社は殉職自衛隊員を合祀する方針をとるに でのも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛 をのも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛 をのも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛 をのも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛 とのも、福田会長である。また、合祀申請を準備するため自衛 というのである。その後、福田会長が合祀中心となってした というのである。その後、福田会長が中心となってした というのである。その後、福田会長が中心となってした というのである。その後、福田会長が中心となってした というのである。という記述を表していた。 は、日本により、日本

田会長がした合祀問題の進捗状況の報告に対し陸上自衛隊第一田会長がした合祀問題の進捗状況の報告に対し陸上自衛隊第一を加の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、各地の護国神社における殉職自衛隊員の合祀状況等を照会して、本の回答を福田会長に閲覧させ、福田会長の依頼により安田事務官において奉斎準則と県隊友会の募金越意書とを起案して、本の回答を福田会長に関覧させ、福田会長がした合祀をの職者の後籍本及び殉職証明書を取り寄せたに対したの世界を開き、本の後地連において、福田会長がした合祀を衛き掛けた事実はない。

これらの事実からすれば、孝文を含む殉職自衛隊員二七名のこれらの事実からすれば、孝文を含む殉職自衛隊員一七名のというべく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為とし、ものというべく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為とし、ものというべく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為であったものというべく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為であったものというべく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為であったものというべく、これを地連職員と県隊友会の共同の行為であったものといわなければならない。原審は、地連は自衛隊員の社会ものといわなければならない。原審は、地連は自衛隊員の社会ものといわなければならない。原審は、地連は自衛隊員の社会ものといわなければならない。原審は、地連は自衛隊員の社会のした具体的行為が右のとおりであってみれば、右推認をも同した具体的行為が右のとおりであってみれば、右推認をもつてしても右判断を左右することはできない。

2 本件合祀申請に至る過程において県隊友会に協力してい

為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障するこ障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行

るか否かを検討する。
を地連職員の行為が、憲法二〇条三項にいう宗教的活動に当た

右条項にいう宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもつす 右条項にいう宗教的活動とは、宗教とかかわり合いをもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、当該行為の一般人に与える対力をもつまでは、宗教とかかわり合いをもつする(最高裁昭和四六年(行ツ)第六九号同五二年七月一三日大法と通常が表現している。

障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保 動とまではいうことはできないものといわなければならない。 もつものであることは否定できないが、これをもって宗教的活 め難い。したがって、地連職員の行為が宗教とかかわり合いを はこれを援助、助長、促進し、又は他の宗教に圧迫、干渉を加 又はその機関として特定の宗教への関心を呼び起こし、あるい わなければならないのみならず、その行為の態様からして、国 るから、どちらかといえばその宗教的意識も希薄であったとい ところ、その宗教とのかかわり合いは間接的であり、その意図 のではない。そして、本件合祀申請に至る過程において県隊友 いをもつ行為であるが、合祀の前提としての法的意味をもつも にし、合祀の希望を表明したものであって、宗教とかかわり合 職自衛隊員の氏名とその殉職の事実を県護国神社に対し明らか るところである。してみれば、本件合祀申請という行為は、殉 員を合祀する方針を基本的に決定していたことは原審の確定す ることは、合祀のための必要な前提をなすものではなく、本件 ことは前記のとおりであって、何人かが神社に対し合祀を求め えるような効果をもつものと一般人から評価される行為とは認 高揚を図ることにあったと推認されることは前記のとおりであ 目的も、合祀実現により自衛隊員の社会的地位の向上と士気の 会に協力してした地連職員の具体的行為は前記のとおりである において県護国神社としては既に昭和四六年秋には殉職自衛隊 なお、憲法二○条三項の政教分離規定は、いわゆる制度的保 合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄である

る関係で当然には違法と評価されるものではない。 (前記最高裁大法廷判決)。したがって、この規定に違反して私人の信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対すに対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障し私人の信教の自由を制限し、あるいは同条二項に違反して私人又はその機関の宗教的活動も、それが同条一項前段に違反して又はその機関の宗教的活動も、それが同条一項前段に違反する国とにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものであるとにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである

3 被上告人の法的利益の侵害の有無を検討する。

被上告人は、本件合祀申請により孝文の合祀がされ、法的利益を侵害された旨を主張するが、合祀は神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄で、本件合祀申請は合祀の前提としての法的意味をもつものではないことは前記のとおりであるから、の法的意味をもつものではないことは前記のとおりであるから、の法的意味をもつものではないことは前記のとおりであるから、のがの影響力を有したとすべき特段の事情の存しない限り、法的利益の侵害の成否は、合祀それ自体が法的利益を侵害したか否かを検侵害の成否は、合祀それ自体が法的利益を侵害したか否がを検討すべきこととなる。

基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことに 保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に 結果となるに至ることは、見易いところである。信教の自由 ができるとするならば、かえって相手方の信教の自由を妨げる を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めること も、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償 いよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとして れたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがな 二日大法廷判決・民集二七巻一一号一五三六頁参照)。しかし、 べきである(最高裁昭和四三年闭第九三二号同四八年一二月一 に関する諸規定等の適切な運用によって、法的保護が図られる 治に対する一般的制限規定である民法一条、九○条や不法行為 的に許容し得る限度を超えるときは、場合によっては、私的自 人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害さ て保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会 私人相互間において憲法二〇条一項前段及び同条二項によっ

送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認める 教上の人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を をする自由は、誰にでも保障されているからである。原審が宗 配偶者の追慕、慰霊等に関する場合においても同様である。何 とを要請しているものというべきである。このことは死去した ことができない性質のものである。 人かをその信仰の対象とし、 より自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であるこ ·何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為 、あるいは自己の信仰する宗教によ

されていないというべきである。 の3の巨のとおりであって、被上告人の信仰に対し何ら干渉す 主張するところがない。県護国神社宮司から被上告人あてに発 た事実、そのキリスト教信仰及びその信仰に基づき孝文を記念 の確定するところであり、またその不参加により不利益を受け 神社の宗教行事への参加を強制されたことのないことは、原審 的利益をも侵害するものではない。そして、被上告人が県護国 るものではない。してみれば、被上告人の法的利益は何ら侵害 せられた永代命日祭斎行等に関する書面も、その内容は前記一 又は干渉が加えられた事実については、被上告人において何ら し追悼することに対し、禁止又は制限はもちろんのこと、圧迫 て同神社が自由になし得るところであり、それ自体は何人の法 合祀は、まさしく信教の自由により保障されているところとし 以上の見解にたって本件をみると、県護国神社による孝文の

はないから、このような法的利益もまたこれを認めることがで 的保障の規定であって、私人の法的利益を直接保障するもので 張するものであるところ、右規定は前記のとおりいわゆる制度 容をみればいずれも原審が宗教上の人格権とするところのもの 法的利益を選択的に主張しているが、一及び口は、その主張内 格権、口宗教上のプライバシー及び臼政教分離原則が保障する きない。 ○条三項の規定が私人に対し法的利益を保障していることを主 ることができないことは右に述べたとおりであり、臼は憲法二 と結局同一に帰するのであって、これらを法的利益として認め 本訴において被上告人は、被侵害利益として、円宗教上の人

また、法令の解釈適用を誤った違法があってその違法は判決に 訴請求は理由がないことが明らかであるから、 判決は破棄を免れない。そして、以上によれば、 影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原 原審の判断には、憲法二〇条の解釈適用を誤った違法があり これを認容した 被上告人の本

> る。 第一審判決を取り消し、 被上告人の本訴請求を棄却すべきであ

があるほか、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。郎の意見、裁判官坂上壽夫の意見、裁判官伊藤正己の反対意見四ツ谷巖、同奥野久之の補足意見、裁判官島谷六郎、同佐藤哲四ツ谷巖、 [補足意見、 八九条に従い、裁判官長島敦の補足意見、裁判官髙島益郎、同 よって、民訴法第四〇八条、三九六条、 意見及び反対意見略 三八六条、九六条、

## 最高裁判所大法廷

裁判長裁判官

裁判官 裁判官 藤口

裁判官 裁判官 裁判官

裁判官

裁判官 裁判官 裁判官 佐坂香大藤髙島角安牧伊矢 上川内島島谷田岡 久 哲壽保恒 益六禮滿圭正洪 次 之嚴郎夫一夫昭郎郎郎彦次己一

裁判官 裁判官 裁判官 四ツ谷 藤

退官につき署名押印することができな 裁判長裁判官 矢 П 洪

裁判官

奥

野

久

裁判官長島敦は、

裁第三小法廷平成5年2月16日判決) 【四九三】 箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟上告審判決 (昭和六二年行ツ (最高

昭和六二年行ツ 第 四八号

第一四八号)

### 決

[上告人・被上告人の記述省略]

てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。 た判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立 廃止決定無効確認等請求控訴、同附帯控訴及び慰霊祭支出差止 請求事件について、同裁判所が昭和六二年七月一六日言い渡し 一号、第二三号、同五八年行立第一三号、第一四号運動場一部右当事者間の大阪高等裁判所昭和五七年行立第二一号、第二

本件上告を棄却する。 主 文

上告代理人兼上告補助参加人代理人熊野勝之、同藤田一良、 上告費用は上告人らの負担とする。 由

ないし第四点、第一○点及び第三○点について[略] 同加島宏、同坂和優、同小坂井久、同川下清の上告理由第一点 ついて
「略」 一 本件各慰霊祭について、原審の適法に確定した事実関 同第一一点、第一二点及び第二八点について 同第五点及び第六点について[略. 同第一点(右に判断した点を除く。)、第七点ないし第九点に

市の市議会議長、市議会議員、社会福祉事務所長、市福祉部長、 の大要は、次のとおりである。 各地区の自治会長、市商工会長、西小学校長、市長である被上 遺族会会長その他市遺族会の役員及び会員が、来賓として箕面 本件忠魂碑前で、神式で慰霊祭を挙行した。主催者側として市 月五日午前一〇時三〇分ころから午前一一時三〇分ころまで、 1 市遺族会の下部組織である地区遺族会は、昭和五一年 市教育委員会委員長である亡佐佐木茂八(第

をし、玉串を祭壇に捧げた。最後に、司会者が「これにて神事でいる、一会者が、これにを神事でれ本件忠魂碑に向かって読み上げた。その後、司会者が職名を呼び上げるのに応じて、参列者が、順次、祭壇前に進み、神を呼び上げるのに応じて、参列者が、順次、祭壇前に進み、神を呼び上げるのに応じて、参列者が、順次、祭壇前に進み、神武・は、神式によって執り行われ、市遺族会会長が「慰霊の主宰し、神式によって執り行われ、市遺族会会長が「慰霊の主宰し、田本祭壇に捧げた。最後に、司会者が「これにて神事権から玉串を祭壇に捧げた。最後に、司会者が「これにて神事権から玉串を祭壇に捧げた。最後に、司会者が「これにて神事権がら、同委員会委員兼教育長である被上告人河野良作ら一審被告」、同委員会委員兼教育長である被上告人河野良作ら

最後に、司会者が閉会の辞を述べて式は終了した。を終わります。」と告げ、閉会の辞を述べて式を終えた。 と告げ、閉会の辞を述べて式を終えた。 を終わります。」と告げ、閉会の辞を述べ、その後、参列者一同 会者が、式次第に従って開会の辞を述べ、その後、参列者一同 会者が、式次第に従って開会の辞を述べ、その後、参列者一同 会者が、式次第に従って開会の辞を述べ、その後、参列者一同 が黙とうし、阿彌陀経等の読経、導師表白文の朗読、慰霊追悼 が黙とうし、阿彌陀経等の読経、導師表白文の朗読、慰霊追悼 文の朗読と続いた。そして、参列者一同が祭壇前で焼香を行い、マの朗読と続いた。そして、参列者一同が祭壇前で焼香を行い、マの朗読と続いた。そして、参列者一同が祭壇前で焼香を行い、マの朗読と続いた。そして、参列者一同が祭壇前で焼香を行い、マの朗読と続いた。

京悼の意を表する目的で行われたものであることが明らかであ 家悼の意を表する目的で行われたものであることが明らかであ 家悼の意を表する目的で行われたものであることが明らかであ 京悼の意を表する目的で行われたものであることが明らかであ こと、20本件各慰霊祭を挙行した市遺族会の下部組織である地区遺族会 は、箕面地区に居住する戦没者遺族を会員とする団体であって、本件各慰霊祭を挙行した市遺族会の下部組織である地区遺族会 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 上告人河野の参列は、地元において重要な公職にある者の社会 上告人河野の参列は、地元において重要な公職にある者の社会 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 上告人河野の参列は、地元において重要な公職にある者の社会 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭への被 本来の目的とする団体ではないこと、30本件各慰霊祭に参列した行為が、憲法上

これらの諸点にかんがみると、被上告人河野の本件各慰霊祭これらの諸点にかんがみると、被上告人河野の本件各慰霊祭るものではないと解するのが相当である。

べきである。 以上の点は、前掲各大法廷判決の趣旨に徴して明らかという

原判決に所論の違憲、違法はない。
これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、

さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行間に相当する分の給与の支給をするが、右規定は、狭義の信教の自由を直接保障する規定であり、同人の信教の自由の侵害に関する事実は原審において認定り、同人の信教の自由の侵害に関する事実は原審において認定されていないから、右違憲の主張は、その前提を欠く。また、されていないから、右違憲の主張は、その前提を欠く。また、されていないから、右違憲の主張は、その前提を欠く。また、さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行さらに、所論は、被上告人河野が本件各慰霊祭に参列した行きのは、所述は、対している。

論旨は、いずれも採用することができない。

同第二二点について「略」同第一三点ないし第二一点について「略」

同第二三点について[略]

四点について[略] 「一切点、第二九点、第三一点ないし第三回第二四点ないし第二七点、第二九点、第三一点ないし第三

[補足意見 略] 裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 上条、九三条に従い、裁判官園部逸夫の補足意見があるほか、 よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四○一条、九五条、八

最高裁判所第三小法廷

裁判官 坂 上 壽裁判長裁判官 貞 家 克

夫 己

裁判官 可 部 恒 雄裁判官 蜃 部 逸 夫

成6年7月18日質問第二号 匹 九四 靖国神社公式参拝に関する質問主意書 伞

靖国神社公式参拝に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成六年七月十八日

翫 正

靖国神社公式参拝に関する質問主意書

参議院議長

原 文

兵 衛 殿

を発表し、翌日、中曽根康弘内閣総理大臣がこれを実行した。 分配慮し、靖国神社を援助する結果にならなければ、内閣総理 関係で問題がある。断定はしていないが違憲ではないかとの疑 務大臣がその資格で参拝することは、憲法第二十条第三項との する見解を表明した。その内容は、「内閣総理大臣その他の国昭和五十五年十一月十七日、政府は、靖国神社公式参拝に関 大臣らの公式参拝は憲法違反に該当しない」旨の官房長官談話 いをなお否定できない」というものであった。 ところが、昭和六十年八月十四日、政府は、「参拝方式を十

格)

あらためて靖国神社公式参拝に関する政府の統一見解をただし ておきたい。 そこで、敗戦五十回忌の八月十五日を前にしたこの機会に、

されたとの報道があった。

ほしいとお願いする」と発言したが、その後、この発言は修正

総理大臣が、「私は参拝しないし、

こうした経過の後、今般、

, 平成六年七月十日、村山富市内閣

閣僚の皆さんにも自粛して

靖国神社公式参拝に関する政府の見解を明らかにされたい。 右質問する。

> 内閣参質一三〇第二号) 拝に関する質問に対する答弁書 四 九五】参議院議員翫正敏君提 出靖国神社公式参 (平成6年7月26日

内閣参質一三〇第二号 平成六年七月二十六日

敏

参議院議長

原

文 兵

衛 殿 内閣総理大臣

村 Щ 富 市

参議院議員翫正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問に対

Ų

別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出靖国神社公式参拝に関する質問 に対する答弁書

「関総理大臣その他の国務大臣が公的な資格(国務大臣という資格経理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とは、内内閣への政策を表示している。 で行う靖国神社への参拝のことである。

考慮し、 に実施されたが、昭和六十一年以降は、諸般の事情を総合的に 内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、昭和六十年八月十五日 差し控えられているところである。

の都度、 を実施するかどうかは、 憲法に違反しないとの従来の政府見解は変わっていない。 公式参拝は制度化されたものではないので、今後、公式参拝 なお、昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝は 諸般の事情を総合的に考慮し、 内閣総理大臣その他の国務大臣が、そ 慎重かつ自主的に検討

した上で、決定すべきものである。

平成9年4月2日判決) 匹 九六】 愛媛玉串料訴訟上告審判決 (平成四年行ツ第一五六号) (最高裁大法廷

-成四年行ツ第一五六号

決

って、 告の申立てがあり、被上告人らは上告棄却の判決を求めた。 言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上 害賠償代位請求事件について、同裁判所が平成四年五月一二日 右当事者間の高松高等裁判所平成元年行ュ第三号、 当事者の表示 当裁判所は次のとおり判決する。 別紙当事者目録記載のとおり 第五号損

ょ

文

主

却する。 原判決中主文第一項を破棄し、 被上告人白石春樹の控訴を棄

上告人らのその余の上告を棄却する。

前項の部分に関する上告費用は上告人らの負担とし、 の負担とする。 の部分に関する控訴費用及び上告費用は、 被上告人白石春樹 その

理 由

川正章、同水口晃、同井上正実、同津村健太郎、同阿河準一、俊一、同草薙順一、同谷正之、同薦田伸夫、同高田義之、同今 同高村文敏、 同重哲郎、同木田一彦の上告理由について 同堀井茂、同渡辺光夫、同平井範明、同桑城秀樹、 上告代理人西嶋吉光、 同三野秀富、同猪崎武典、同久保和彦、同西山司 同菅原辰二、同佐伯善男、 同臼井 同東

事実関係及び訴訟の経過

する玉串料として九回にわたり各五○○○円(合計四万五○○ 社」という。)の挙行した春季又は秋季の例大祭に際して奉納 あった被上告人中川友忠が、 春樹が愛媛県知事の職にあった昭和五六年から同六一年にかけ ○円)を、 原審の適法に確定した事実関係によれば、被上告人白石 愛媛県(以下「県」という。)の東京事務所長の職に (2) 同じく同被上告人が、 宗教法人靖國神社(以下「靖國神 靖國神社の挙行した七月

中旬の「みたま祭」に際して奉納する献灯料として四回にわた中旬の「みたま祭」に際して奉納する献灯料として四回にわたり各七○○円又は八○○○円(合計九万円)を、それぞれ県の公金から支出した(以下、円(合計九万円)を、それぞれ県の公金から支出した(以下、円(合計九万円)を、それぞれ県の公金から支出した(以下、円(合計九万円)を、それぞれ県の公金から支出した(以下、日、合計九万円)を、それぞれ県の公金から支出した(以下、方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方自治法二四二条の二第一項四号に基づく損害賠償代位請求住方。

2 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ 第一審は、本件支出は、その目的が宗教的意義を持つこ

これに対して、原審は、本件支出は宗教的な意義を持つが、これに対して、原審は、本件支出は宗教的な意義を持つが、これに対して、原審は、本件支出は宗教的な意義を持つが、これに対して、原審は、本件支出は宗教的な意報、助長についての特別の関心、気風を呼び起こしたものであって、それ以外の意図、目的や深い宗教心に基づいてこれをしたものではないし、その支出の程度は、少額で社会的な儀礼の程度にとどまっており、その行為が一般人に与える効果、影響は、靖國神社等の第二次大戦中の法的地位の復活を対する援助、助長、促進又は他の宗教に五串料等を支出することはがする援助、助長、促進又は他の宗教に対する圧迫、干渉等に対する援助、助長、促進又は他の宗教に対する圧迫、干渉等に対する援助、助長、促進又は他の宗教に対するという宗教的評価がされていた。

二 本件支出の違法性に関する当裁判所の判断

とおりである。 原審の右判断は是認することができない。その理由は以下の

る国家等の行為1.政教分離原則と憲法二〇条三項、八九条により禁止され

種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条憲法は、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き右のような 家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限、法に信教の自由を保障する規定(二八条)を設けていたものの、法に信教の自由を保障する規定(二八条)を設けていたものの、法に信教の自由を保障する規定(二八条)を設けていたものの、法に信教の自由を保障する規定(二八条)を設けていたものの、 件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとする 教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである。 家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗 にかんがみると、憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、 ため、政教分離規定を設ける必要性が大であった。これらの点 みでは足りず、国家といかなる宗教との結び付きをも排除する 実に実現するためには、単に信教の自由を無条件に保障するの ているのであって、このような宗教事情の下で信教の自由を確 においては、各種の宗教が多元的、重層的に発達、併存してき ため、政教分離規定を設けるに至ったのである。元来、我が国 信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。 しい迫害が加えられた等のこともあって、同憲法の下における れに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳 ころ、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的・社会 の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされていると 下同じ。)は宗教そのものに干渉すべきではないとする、 一般に、政教分離原則とは、国家(地方公共団体を含む。 玉

れらの点にかんがみると、政教分離規定の保障の対象となる国れらの点にかんがみると、政教分離規定の保障することにより、なく、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文して、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文して、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文して、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文して、国家が社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文して、国家と宗教との分離を共ずることはできないから、元実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現ら、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現ら、現実の国家制度として保障することを免れない。これらの点にかんがみると、政教分離規定は、いわゆる制度的保障しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障しかしながら、元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障

まないとするものであると解すべきである。 家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れ 家と宗教との分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、 で許されないこととなるかが問題とならざるを得ないことを前提 とした上で、そのかかわり合いを持たざるを得ないことを前提 に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教的 に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教的 に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教的 に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教的 に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教との かかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、 そのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照ら し相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許 し相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許 し相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許 とないとするものであると解すべきである。

右の政教分離原則の意義に照らすと、憲法二〇条三項にいう右の政教分離原則の意義に照らすと、憲法二〇条三項にいう市がお出る場所、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるとような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がは、当該行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がの有無、程度、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、そのかかわり合いが右にいう相当とされる場所、当該行為の行われる場所、当該行為の目的が宗教的意義と関係の活動とは、当該行為を行うについての意図、目的及び宗教とのかかりの言葉を持ち、とのかが方になる。

前記と同様の基準によって判断しなければならない。 できであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっては、 できているいるでは、 できているいというない。

集三一巻四号五三三頁、最高裁昭和五七年闭第九〇二号同六三裁昭和四六年行ツ第六九号同五二年七月一三日大法廷判決・民以上は、当裁判所の判例の趣旨とするところでもある(最高

年六月一日大法廷判决·民集四二卷五号二七七頁参照)。

以上の見地に立って、本件支出の違法性について検

であって、いずれも各神社が宗教的意義を有すると考えている 実である。そして、玉串料及び供物料は、例大祭又は慰霊大祭 も盛大な規模で行われるものであることは、いずれも公知の事たま祭は、同様の儀式を行う祭祀であり、靖國神社の祭祀中最 中でも重要な意義を有するものと位置付けられていること、み 祀を行うことがその中心的な宗教上の活動であるとされている 支出したというのである。ところで、神社神道においては、祭 納するため、前記回数にわたり前記金額の金員を県の公金から の境内において挙行した恒例の宗教上の祭祀である例大祭、み 教団体に当たることが明らかな靖國神社又は護國神社が各神社 らは、いずれも宗教法人であって憲法二○条一項後段にいう宗 ことが明らかなものである。 る儀式を中心とする祭祀であり、各神社の挙行する恒例の祭祀 こと、例大祭及び慰霊大祭は、神道の祭式にのっとって行われ たま祭又は慰霊大祭に際して、玉串料、献灯料又は供物料を奉 いて境内に奉納者の名前を記した灯明が掲げられるというもの に供えられるものであり、献灯料は、これによりみたま祭にお において右のような宗教上の儀式が執り行われるに際して神前 原審の適法に確定した事実関係によれば、被上告人中

会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難いところ 事の無事安全等を祈願するために行う儀式である起工式の場合 る恒例の重要な祭祀に際して右のような玉串料等を奉納するこ 要な宗教上の祭祀にかかわり合いを持ったということが明らか がわれないのであって、 行する同種の儀式に対して同様の支出をしたという事実がうか うべきである。また、本件においては、県が他の宗教団体の挙 ざるを得ないのであり、このことは、本件においても同様とい 宗教的意義を有するものであるという意識を大なり小なり持た である。そうであれば、玉串料等の奉納者においても、それが は到底いうことができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社 とは異なり、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化 とは、建築主が主催して建築現場において土地の平安堅固、工 である。そして、一般に、神社自体がその境内において挙行す これらのことからすれば、県が特定の宗教団体の挙行する重 - 慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまで 県が特定の宗教団体との間にのみ意識

> い。これらのことからすれば、地方公共団体が特定の宗教団体的に特別のかかわり合いを持ったことを否定することができな のといわざるを得ない。 のであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすも ており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のも は、一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援し に対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つこと

いを持つ形でなくてもこれを行うことができると考えられるし、いうこと自体は、本件のように特定の宗教と特別のかかわり合れることになるとはいえない。戦没者の慰霊及び遺族の慰謝と 的儀礼にすぎないものであるから、憲法に違反しないと主張す没者の慰霊及び遺族の慰謝という世俗的な目的で行われた社会 神社の挙行する恒例祭に際して玉串料等を奉納することが、慣 り合いが、相当とされる限度を超えないものとして憲法上許さ 経緯に照らせば、たとえ相当数の者がそれを望んでいるとして 祭られている戦没者の慰霊を行うことを望んでおり、そのうち う祭祀に際して宗教団体自体に対して玉串料等を奉納すること のものではないと一般に理解されており、これと宗教団体の行 礼儀式を執り行っている宗教家ないし宗教団体を援助するため と遺族に対する弔意を表すために遺族に対して贈られ、その葬 比で論じられることがあるが、香典は、故人に対する哀悼の意 る玉串料等の奉納が故人の葬礼に際して香典を贈ることとの対 ないことは、前記説示のとおりである。ちなみに、神社に対す 習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとも認められ も、そのことのゆえに、地方公共団体と特定の宗教とのかかわ かんがみ政教分離規定を設けるに至ったなど前記の憲法制定の 新以降国家と神道が密接に結び付き種々の弊害を生じたことに な意味合いがあることも否定できない。しかしながら、明治維 たえるという側面においては、本件の玉串料等の奉納に儀礼的 ることは、これを肯認することができる。そのような希望にこ ではなく、故人をしのぶ心情からそのように望んでいる者もい には、必ずしも戦没者を祭神として信仰の対象としているから 民のうちの相当数の者が、県が公の立場において靖國神社等に は第二次大戦の戦没者であって、その遺族を始めとする愛媛県 る。確かに、靖國神社及び護國神社に祭られている祭神の多く 神社仏閣を訪れた際にさい銭を投ずることと同様のものである なければならない。また、被上告人らは、玉串料等の奉納は、 とでは、一般人の評価において、全く異なるものがあるとい 被上告人らは、本件支出は、遺族援護行政の一環として、戦

> ないものとして憲法に違反しないということはできない。 のであったとしても、世俗的目的で行われた社会的儀礼にすぎ 戦没者の慰霊及びその遺族の慰謝を直接の目的としてされたも である。そうであれば、本件玉串料等の奉納は、たとえそれが の社会的意味を同一に論じられないことは、おのずから明らか 納と一般にはその名を表示せずに行うさい銭の奉納とでは、そ とも主張するが、地方公共団体の名を示して行う玉串料等の

きである。これと異なる原審の判断は、同項の解釈適用を誤る止する宗教的活動を行うためにしたものとして、違法というべ ものというほかはない。 と解するのが相当である。そうすると、本件支出は、同項の禁 ものであって、憲法二○条三項の禁止する宗教的活動に当たる 国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超える によってもたらされる県と靖國神社等とのかかわり合いが我が 教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであり、これ の目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗 等を靖國神社又は護國神社に前記のとおり奉納したことは、そ 以上の事情を総合的に考慮して判断すれば、県が本件玉串 料

の解釈適用を誤るものといわざるを得ない。 らし相当とされる限度を超えるものと解されるのであるから、 神社等とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照 社に前記のとおり奉納したことによってもたらされる県と靖國 示したところからすると、本件玉串料等を靖國神社又は護國神 の組織又は団体に当たることが明らかであるところ、以上に判 べきである。したがって、この点に関する原審の判断も、 本件支出は、同条の禁止する公金の支出に当たり、違法という また、靖國神社及び護國神社は憲法八九条にいう宗教上

被上告人らの損害賠償責任の有無[略]

第二 真鍋知巳の上告取下げの効力について [略]

があるほか、 同尾崎行信の各意見、裁判官三好達、同可部恒雄の各反対意見 野正男、同福田博の各補足意見、裁判官園部逸夫、同高橋久子、 三八四条、九六条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官大 よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四○八条、三九六条、 意見及び反対意見略」 裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所大法廷 裁判長裁判官

園三 部好 逸 夫 達

裁判官

583

藤福井遠河尾高根千大小大可 井田嶋藤合崎橋岸種野野西部 正 一光伸行久重秀正幹勝恒 雄博友男一信子治夫男雄也雄